

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記中 1 のとおり。

## 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 知事の審査を受け、令和 2・3・4 年度における製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) エレベーターの故障等緊急時に速やか（概ね 60 分以内）に技術員を派遣可能な本社、または営業所等を県内に有していること。

## 3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を別記 3 の(2)及び(3)に記載する場所へ持参又は郵送により令和 4 年 3 月 15 日（火）午後 5 時 15 分までに（期限必着）提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (2) 入札参加資格の確認結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、令和 4 年 3 月 18 日（金）までに通知する。
- (3) 申請書の作成は、別添様式により作成することとし、必要な資格を満たしていない場合及び内容が不明瞭で資格を確認できない場合には入札参加を認めない。
- (4) 申請書の作成にかかる費用は、申請者の負担とし、提出された申請書は返却しない。また、申請書について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。応じない申請者の入札は、入札の対象としない。

## 4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則、及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所は、別記中 2 のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
  - ア 委託業務名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに

当該代理人の氏名及び押印。

- (6) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (8) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (12) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (13) 入札金額は、当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、委託料の部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (20) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (21) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (22) 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合は、入札を打ち切り、2回を限度に希望者から見積書を徴し、随意契約とする。

## 5 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

ウ 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委託業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 委託業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

## 7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を発表するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 8 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 の額とする。  
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 9 契約書の作成

- (1) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 10 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

## 11 資格審査に関する事項

資格の審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790-8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 089-912-2156

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件委託業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件委託業務に関しての照会先は、別記中3のとおり。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
建住委第2号 県営住宅今治西団地エレベーター設備点検委託業務
- (2) 委託業務の内容等  
別添仕様書のとおり。
- (3) 委託期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- (4) 履行場所  
県営住宅今治西団地  
(所在地：愛媛県今治市湊町1丁目3-27)
- (5) 入札方法  
(2)についての総価で行う。

### 2 入札及び開札の日時及び場所

- 日時 令和4年3月24日(木) 午前10時30分  
場所 愛媛県東予地方局今治支局 3階中会議室  
(所在地：愛媛県今治市旭町1丁目4番地9)

### 3 契約担当者等及び仕様書等に係る照会先

- (1) 担当者 契約担当：高橋 仕様書等：長賀部
- (2) 部局の名称 愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課
- (3) 所在地 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4番地9
- (4) 電話 0898-23-2500 契約担当(内線262) 仕様書等(内線309)

### 4 入札当日に提出することが要求される書類

建築基準法第12条第3項に規定される昇降機検査資格者が、2(5)に定める営業所等に勤務していることを証する書類(「昇降機検査資格者証」の写しを添付)

入札方法について
----------

## 1 委任状

代理人による入札の場合は、同封の委任状に必要事項を記入し、入札書を提出する前に委任状を提出してください。

※ 別添の「記入例」を参考にしてください。

## 2 入札方法

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ② 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとしします。
- ③ 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合は、入札を打ち切り、2回を限度に希望者から見積書を徴し、随意契約をします。
- ④ 開札は即時開札とします。

## 3 落札（見積採用）者の決定

- ① 県が定める予定価格の範囲内で最低価格の入札（見積）者を落札（見積採用）者とします。
- ② 落札（見積採用）となるべき同価の入札（見積）者が2名以上いる場合、くじ引きにより1名を落札（見積採用）者とします。

## 4 委任状・入札書・見積書

- ① 委任状・入札書は、別添の用紙又はそれを複写した用紙を使用してください。  
見積書は、必要となった場合に当日会場でお渡しします。  
※代表者印、又は代理人による入札の場合は代理人の印をご持参願います。
- ② 代表者印は、落札した場合に取り交わす契約書や請求書と同一のものを使用して下さい。
- ③ 記入が終わった入札書・見積書は当日配付する封筒に入れて提出してください。
- ④ 委任状・入札書・見積書の記入は別添の「記入例」を参考にしてください。  
※提出する書類に記入漏れや記入誤りがあった場合、入札無効となる場合がありますので、記入に当たっては十分注意してください。